

障害者である職員の任免状況についてお知らせします

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、令和6年6月1日現在の本市における障害者の任免に関する状況について、公表いたします。

○本市の実雇用率は2.98%となり、法定雇用率(2.8%)を達成しました。

任 免 状 況					
①職員数	21,688 人	②除外職員数	0 人	③旧除外職員数	8,834 人
短時間勤務以外	19,235 人	短時間勤務以外	0 人	短時間勤務以外	8,107 人
短時間勤務	2,453 人	短時間勤務	0 人	短時間勤務	727 人
身体障害者数 (新規雇用者数)	234 人 (15 人)	知的障害者数 (新規雇用者数)	46 人 (11 人)	精神障害者数 (新規雇用者数)	116 人 (19 人)
重度	110 人	重度	* 人	短時間勤務以外	94 人
短時間勤務以外	99 人	短時間勤務以外	* 人	短時間勤務	22 人
短時間勤務	11 人	短時間勤務	* 人	特定短時間勤務	0 人
特定短時間勤務	0 人	特定短時間勤務	* 人		
重度以外	124 人	重度以外	* 人		
短時間勤務以外	114 人	短時間勤務以外	* 人		
短時間勤務	10 人	短時間勤務	* 人		
種 類 別 の 身 体 障 害 者 数					
視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能障害者	47 人	肢体不自由者	121 人	内部障害者	66 人
障 害 者 雇 用 率					
④算定の基礎となる職員数	16,369.5 人	⑤障害者計	488.5 人	⑥適用される除外率	20 %
⑦実雇用率	2.98 %	⑧法定雇用率	2.8 %	⑨不足数	0 人

※ 川崎市は地方機関に係る特例認定を受けているため、市長事務部局、上下水道局、交通局、病院局、教育委員会を合算して算定しています。

※ * は特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあるため非公表としています。

※ 障害者雇用推進者として総務企画局人事部長 小田島 宏明ほか5名が選任されています。

※ 障害者活躍推進計画等を公表しているページURL: <https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000116879.html>

- ① 「職員数」とは、週20時間以上勤務している職員の数であり、このうち短時間勤務は週20時間以上30時間未満、特定短時間勤務は週10時間以上20時間未満勤務の職員のことであり、短時間勤務、特定短時間勤務の職員については、雇用率の算定に際しては、法律上、1人を0.5人とカウントする。
- ② 「除外職員」とは、警察官、自衛官等のことである。
- ③ 「旧除外職員」とは、医師、保健師、看護師、教育職員、市バス運転手等のことである。
- ④ 「算定の基礎となる職員数」とは、短時間勤務の職員1人を0.5人とカウントした、「職員の総数－除外職員の総数－{(職員の総数－除外職員の総数)×適用される除外率}」のことである。
- ⑤ 「障害者計」とは、身体・知的・精神障害者数の計のことであり、法律上、短時間勤務以外の重度の身体・知的障害者については1人を2人、短時間勤務の職員のうち、重度の身体・知的障害者については1人を1人、重度以外の身体・知的障害者については1人を0.5人とカウントしている。なお、精神障害者については短時間勤務以外・短時間勤務ともに1人を1人としてカウントする。また、特定短時間勤務の職員は1人を0.5人とカウントする。
- ⑥ 「適用される除外率」とは、雇用されている旧除外職員の総数の割合に応じて、法で定められた値である。
- ⑦ 「実雇用率」とは、「(障害者計÷算定の基礎となる職員数)×100」である。
- ⑧ 「法定雇用率」とは、障害者の雇用割合のことであり、地方公共団体においては、令和6年6月1日現在2.8%と定められている。
- ⑨ 法定雇用率を達成するために採用しなければならない障害者の数である。

障害者である職員の任免状況についてお知らせします

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、令和6年6月1日現在の川崎市議会議会局における障害者の任免に関する状況について、公表いたします。

○川崎市議会議会局の実雇用率は2.67%です。

(実雇用率は法定雇用率を下回っていますが、不足数は0人となり、法定雇用率を達成しています。詳細は下記⑨※を御覧ください。)

任 免 状 況					
①職員数	* 人	②除外職員数	0 人	③旧除外職員数	0 人
短時間勤務以外	* 人	短時間勤務以外	0 人	短時間勤務以外	0 人
短時間勤務	* 人	短時間勤務	0 人	短時間勤務	0 人
身体障害者数 (新規雇用者数)	* 人 (* 人)	知的障害者数 (新規雇用者数)	* 人 (* 人)	精神障害者数 (新規雇用者数)	* 人 (* 人)
重度	* 人	重度	* 人	短時間勤務以外	* 人
短時間勤務以外	* 人	短時間勤務以外	* 人	短時間勤務	* 人
短時間勤務	* 人	短時間勤務	* 人	特定短時間勤務	* 人
特定短時間勤務	* 人	特定短時間勤務	* 人		
重度以外	* 人	重度以外	* 人		
短時間勤務以外	* 人	短時間勤務以外	* 人		
短時間勤務	* 人	短時間勤務	* 人		
障 害 者 雇 用 率					
④算定の基礎となる職員数	* 人	⑤障害者計	* 人	⑥適用される除外率	0 %
⑦実雇用率	2.67 %	⑧法定雇用率	2.8 %	⑨不足数	0※ 人

※ 議会局は、障害者雇用促進法の改正による障害者雇用義務の対象範囲の拡大に伴い、令和6年度から新たに障害者である職員の任免状況の通報をすることになりましたが、特例の認定を受けていないため、議会局単独で障害者雇用率を算出しています。

※ * は特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあるため非公表としています。

※ 障害者雇用推進者として議会局総務部長 渡辺 貴彦が選任されています。

※ 障害者活躍推進計画等を公表しているページURL: <https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000116879.html>

① 「職員数」とは、週20時間以上勤務している職員の数であり、このうち短時間勤務は週20時間以上30時間未満、特定短時間勤務は週10時間以上20時間未満勤務の職員のことであり、なお、短時間勤務、特定短時間勤務の職員については、雇用率の算定に際しては、法律上、1人を0.5人とカウントする。

② 「除外職員」とは、警察官、自衛官等のことである。

③ 「旧除外職員」とは、医師、保健師、看護師、教育職員、市バス運転手等のことである。

④ 「算定の基礎となる職員数」とは、短時間勤務の職員1人を0.5人とカウントした、「職員の総数－除外職員の総数－〔職員の総数－除外職員の総数〕×適用される除外率」のことである。

⑤ 「障害者計」とは、身体・知的・精神障害者数の計のことであり、法律上、短時間勤務以外の重度の身体・知的障害者については1人を2人、短時間勤務の職員のうち、重度の身体・知的障害者については1人を1人、重度以外の身体・知的障害者については1人を0.5人とカウントしている。なお、精神障害者については短時間勤務以外・短時間勤務ともに1人を1人としてカウントする。また、特定短時間勤務の職員は1人を0.5人とカウントする。

⑥ 「適用される除外率」とは、雇用されている旧除外職員の総数の割合に応じて、法で定められた値である。

⑦ 「実雇用率」とは、「〔障害者計／算定の基礎となる職員数〕×100」である。

⑧ 「法定雇用率」とは、障害者の雇用割合のことであり、地方公共団体においては、令和6年6月1日現在2.8%と定められている。

⑨ 法定雇用率を達成するために採用しなければならない障害者の数である。

※ 不足数は、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数に法定雇用率(2.8%)を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となります。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となります。